

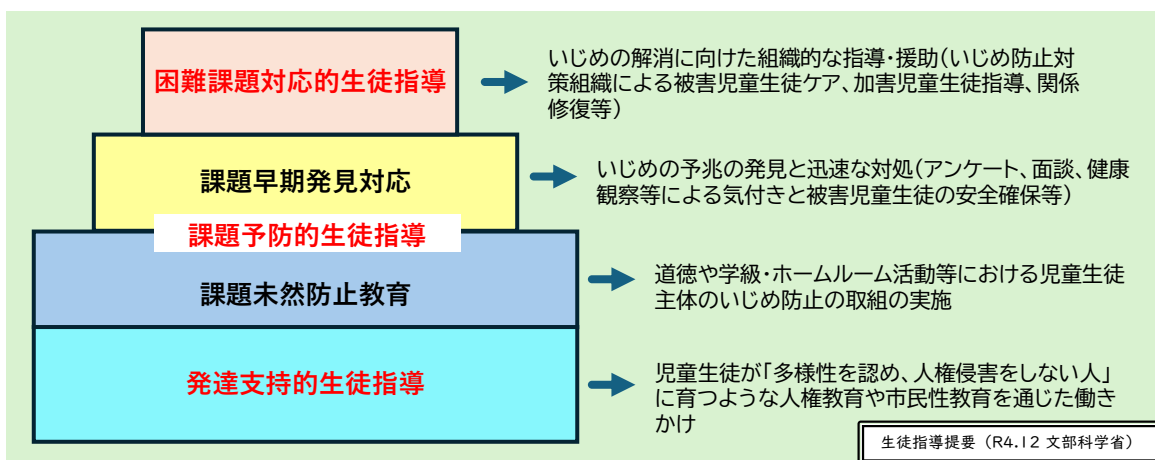
岡山県いじめ問題対策基本方針の改訂【概要】

積極的ないじめの認知が進む一方で、重大事態の発生が増加傾向にあるなか、令和4年12月に改訂された「生徒指導提要」や令和6年8月に改訂された「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」を踏まえつつ、いじめの未然防止、早期発見及び早期対処を図るため、基本方針の一部を改訂したものです。

改訂のポイント

➤ 生徒指導提要の改訂を踏まえて

- いじめの未然防止、早期発見及び対処について、**生徒指導の4層構造**に分類し、項目を再構成
- 全ての教育活動を通じ、児童生徒が自らの行動を律し、適切に判断・行動できる自己指導能力を育成するとともに、安心・安全な学校づくりを推進



➤ いじめ重大事態の調査に関するガイドラインの改訂を踏まえて

- いじめの積極的な認知や早期発見・早期対処を徹底するとともに、いじめを重大化させないために、学校いじめ対策組織が実効的な**平時からの備え**を行うことが重要である。

➤ 警察との連携強化に関する通知を踏まえて

- 学校の重要なパートナーである警察と日頃からの信頼関係づくりを進める。
- 犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるいじめ事案については、直ちに警察へ相談・通報を行い、適切に援助を求める。
- いじめの対処に当たり、警察に相談・通報を行うことについて、入学式等において保護者等にあらかじめ周知する。

いじめ問題解決のために

- 児童生徒が自ら、いじめをしない・させない・放置しないといった意識を持ち、主体的に改善しようとする力を育成する。
- 県、市町村、学校、家庭、地域住民、その他の関係者がそれぞれの役割と責任を自覚し、連携して対応する。